## 「市立甲府病院 医業未収金管理回収業務委託」に関する質問回答書

No.	該当資料名	頁	項目番号	質問内容 (具体的に)	質問に対する回答(市立甲府病院 R07.03.05)
1	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	3		居住不明者の住所等の調査業務に関しては、弁護士判断での調査でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	3		報告の様式は、貴院と受託者との協議により定めることができるものである かどうか、ご教示ください。	可能です。
3	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	3	5	貴院から委託債権について患者氏名等の情報提供をいただく際、その様式は、貴院と受託者との協議により定めることができるものであるかどうか、ご教示ください。	患者氏名等の情報提供は、当院のシステムから出力されたものが基本となり ます。その範囲内において、受託者と当院とで協議することは可能です。
4	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	3	5	今回の委託予定債権の詳細をご教示ください。 ① 今回委託予定債権の件数・金額 ② ①の中で、未収発生から5年未満の債権の件数と金額 ③ ①の中で、未収発生から5年以上経過している債権の件数と金額 ④ ①の中で、他事務所への委託済債権の件数と金額	以下、回答します。 ①件数:約300件 金額:約2,000万円 ②件数:約250件 金額:約1,300万円 ③件数:約50件 金額:約700万円 ④上記①と同じ ※いずれもR7.1.31現在の情報
5	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	4	5 カ)	当該箇所の記載からすると、「本人」が死亡した場合にはその相続人の調査を受託者が行うことが必要であるように思われますが、そう理解してよろしいでしょうか。問題ない場合、受託者の裁量的判断となるか、提案内容となるか、貴院において既にその条件等が定まっているかなどについて、ご教示いただけますと幸いです。	相続人の調査はお見込みのとおりです。 調査の結果、相続人の相続放棄(最も優先順位の高い相続人が相続放棄をした場合)等、請求の継続が不可能及び困難であると判断できるもについては、請求停止案件となります。
6	市立甲府病院医業未収金 管理回収業務委託に伴う 提案要領	4	6	「委託料の支払時期、支払方法等については、契約でこれを定める」と記載がありますが、現段階で想定している支払時期、支払方法があればご教示ください。 もしくは、受託業者選定後に双方協議のうえ調整・決定となりますか。	現在の契約では、月次で、受託業者から請求書の提出、それに基づく支払いとしています。 支払時期、支払い方法については契約書で定められるため、受託業者と当院とで契約締結時に協議することは可能です。